

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園講師等派遣基準

	令和	3年	4月	1日	基準第247号
改正	令和	5年	4月	1日	基準第270号
	令和	7年	1月	24日	基準第298号

(目的)

第1条 この基準は、団体等が開催する研修会及び状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援やコンサルテーション等（以下「研修会等」という。）において、講師及び職員等（以下「講師等」という。）の派遣要請があった場合の対応について必要な事項を定める。

(派遣の対象)

第2条 講師等を派遣する研修会等は、福祉の向上に資するものであり、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものとする。

(派遣の申請)

第3条 講師等の派遣を受けようとする主催者は、原則として当該派遣を受けようとする研修会等を実施する2ヶ月前までに、講師派遣申請書（様式第1）により、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の理事長に申請しなければならない。ただし、国、地方公共団体、福祉施設関係団体等が主催する研修会については、主催者側の講師派遣依頼文書をもって、これに代えることができる。

(派遣の決定等)

第4条 前条の規定による申請があった場合、理事長は第2条に基づき審査を行い、派遣の可否を決定し、講師派遣受諾書（様式第2）及び概算見積書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 前項により派遣を決定した場合には、理事長は、役職員の中から担当者を指名する。

(派遣の経費負担)

第5条 講師派遣に係る経費（講演等料・交通費等）については、原則主催者側が負担するものとする。ただし、理事長が特に認めた場合に限り、費用の一部を免除することができるものとする。

2 前項の経費は、次に定める額とする。

職 位 等	講演等料	交通費等 (宿泊費含む)
役員・医師	10,100円/h	実 費
局長・部長級	8,100円/h	
課長以下	6,300円/h	
広域的支援人材職員	10,000円/h	
広域的支援人材アドバイザー	10,000円/h	

備考：時間単価については、1時間未満の端数は切り上げる。

3 講師派遣が実施された場合、主催者に対して請求書（様式第4）により請求するものとする。

4 講師派遣料が支払われた場合、団体等からの求めに応じ領収書（様式第5）を交付するものとする。

（事務担当）

第6条 この基準に関する事務は、事業企画課が担うものとする。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年1月24日から施行する。